

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.004

処 分 名	家賃の減免又は、徴収猶予の決定
処 分 の 概 要	市長は、春日部市市営住宅条例施行規則第 18 条に該当する家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収猶予を行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 14 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 18 条、 第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条
審 査 基 準	<p>市長が家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者とは、</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 収入認定時において入居権利者及びその同居親族の収入が最低生活費相当額以下である者(2) 入居権利者又は同居親族が疾病により 6 か月以上の療養を要し、かつ、収入から当該療養に要した費用の月割額を控除した額が最低生活費相当額以下となる者(3) 風水害、火災その他の災害（当該入居者の故意又は重大な過失による場合は除く。）により著しい損害を受けた者(4) 生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅扶助額を超えるもの(5) 生活保護法による住宅扶助の受給者で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助料の支給を停止されたもの(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく住宅支援給付を受けている者で、家賃額が同法の規定による住宅支援給付額を超えるもの(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく住宅支援給付を受けている者で、疾病等による入院加療のため、住宅支援給付を停止されたもの(8) 収入認定後において失業等の事由により下位の収入に該当することとなった者 <p>となり、この場合、「市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）申請書」に入居者全員の住民票の写し及び収入の額を証明する書類のほか、上記（2）～（7）に該当する場合は、そのことがわかる書類を添付して市長に申請し、承認を得なければなりません。</p>
標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 9 月 19 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階住宅政策課窓口への提出

備 考	
<p style="text-align: center;">根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>【根拠条例等】</p> <p>■市営住宅条例 （家賃の減免又は徴収猶予）</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>（1）市営住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という。）の前条第2項の規定により認定された入居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>（2）入居者又は同居者の収入が年度の途中で失業等により著しく減少したとき。</p> <p>（3）入居者又は同居者が病気にかかったとき。</p> <p>（4）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>（5）その他特別の事情があるとき。</p> <p>■市営住宅条例施行規則 （家賃の減免対象者）</p> <p>第18条 家賃の減免の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）収入認定時において入居権利者及びその同居者の収入が最低生活費相当額以下である者</p> <p>（2）入居権利者又は同居者が疾病により6か月以上の療養を要し、かつ、収入から当該療養に要した費用の月割額を控除した額が最低生活費相当額以下となる者</p> <p>（3）風水害、火災その他の災害（当該入居者の故意又は重大な過失による場合は除く。）により著しい損害を受けた者（条例第5条第1号に該当し、新たに入居する場合を含む。）</p> <p>（4）生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅扶助額を超えるもの</p> <p>（5）生活保護法による住宅扶助の受給者で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助料の支給を停止されたもの</p> <p>（6）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく住宅支援給付を受けている者で、家賃額が同法の規定による住宅支援給付額を超えるもの</p> <p>（7）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく住宅支援給付を受けている者で、疾病等による入院加療のため、住宅支援給付を停止されたもの</p> <p>（8）収入認定後において失業等の事由により下位の収入に該当することとなった者</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

(9) 前各号に規定する場合に準ずる特別の事情がある者

(家賃の減免基準)

第19条 前条各号に該当する者については、第24条に規定する場合を除き、次に定めるところにより減額し、又は免除する。ただし、次の各号の2以上に該当する場合にあっては、その減額後の家賃額が最も低額となるものを適用する。

(1) 前条第1号及び第2号に該当する者については、次に掲げる表の左欄の収入に応じ右欄の減額率を家賃額に乗じて算出した金額を減額する。ただし、減額後の家賃が36,000円を超える場合は、36,000円とする。

世帯総収入額／最低生活費相当額	減額率
世帯総収入額／最低生活費相当額の75%以上100%以下	25%
世帯総収入額／最低生活費相当額の50%以上75%未満	50%
世帯総収入額／最低生活費相当額の50%未満	75%

(2) 前条第3号に該当する者は、減額後の家賃を3,000円とする。ただし、条例第25条第1項に規定する収入基準超過者については、令第8条第2項に規定する加算額は減額の対象としない。

(3) 前条第4号に該当する者については、住宅扶助額を前条第6号に該当する者については、住宅支援給付額を超える額を減額する。

(4) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定（以下「被災復興措置」という。）に該当し、新たに入居する者又は前条第5号及び前条第7号に該当する者については、家賃を免除する。

(5) 前条第8号に該当する者については、変動後の家賃を超える額を減額する。

(6) 第1号の規定による減額後の家賃が1,000円に満たない場合にあっては1,000円とし、減額後の家賃に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(7) 前条第9号に該当する者については、市長が定める。

(家賃の減免申請手続)

第20条 条例第14条の規定による家賃の減免を受けようとする者は、市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）申請書（様式第17号）に、入居権利者及び同居者の住民票の写し並びにそれらの者の収入の額を証する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第18条第2号に該当する者については、疾病者に係る医師の診断書及び療養に要した費用を証する書類

(2) 第18条第3号に該当する者については、災害の事実及び災害により受けた損害を証する書類

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

(3) 第18条第4号又は第5号に該当する者については、現に生活保護を受給していることを証明する福祉事務所の発行する書類

(4) 第18条第6号又は第7号に該当する者については、現に住宅支援給付を受けていることを証明する福祉事務所の発行する書類

(5) 第18条第9号に該当する者については、市長が必要と認めた書類

2 前項の収入の額を証明する書類とは、次に掲げるものをいう。

(1) 給与所得者にあつては、申請の日に属する月の直前1年間の給与等の支払金額について、給与支払者の発行する証明書及び所得証明書

(2) 事業所得者にあつては、所得証明書又は非課税証明書（市区町村長の発行するもの。以下同じ。）

(3) 無職の者にあつては、所得証明書又は非課税証明書

(4) 年金、恩給等を受給している者にあつては、これらの受給証明の写し及び所得証明書又は非課税証明書

(5) 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の退職証明書及び所得証明書又は非課税証明書

（家賃の減免の承認）

第21条 市長は、前条の申請に基づき家賃の減免を承認したときは、市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）承認書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（家賃の減免期間）

第22条 家賃の減免期間は、1年の範囲内で必要と認める期間とする。ただし、更新することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第3号に規定する者（被災復興措置に該当し、新たに入居する者を除く。）にあつては被災した日の属する月から6か月の範囲内で必要と認める期間とし、被災復興措置に該当し、新たに入居する者にあつては被災した日に属する月から2年の範囲内で必要と認める期間とする。ただし、減免申請時、市長が期間を延長することが入居者の負担を軽減できると判断した場合は、2年の範囲内で必要とする期間とする。

（家賃の減免の更更新手続）

第23条 前条第1項について減免期間満了後引き続き減免を受けようとする者は、様式第15号の収入申告書と併せて第20条の申請手続をとらなければならない。ただし、収入申告を要しない者で減免期間終了後引き続き減免を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の15日までに、改めて同条の申請手続をとらなければならない。

(家賃の徴収猶予)

第24条 第18条各号に該当する者で、一時の徴収猶予によって家賃の納付が可能な者については、同条の規定にかかわらず、家賃の徴収を猶予するものとする。

2 第19条から前条までの規定は、前項の徴収猶予の場合に準用する。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋